使って便利！

マイナ保険証

令和６年１２月２日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード）を基本とした制度に移行します。

医療機関等で保険診療を受ける際はマイナ保険証が基本となりますが、マイナ保険証を利用登録していない等、状況によって必要なものが異なります。

なお、発行済の組合員証や被扶養者証は、最長で令和７年１２月１日までは健康保険証として使用可能です。

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なものは中面をご確認ください。

タンキちゃん

＼ マイナ保険証を利用するメリット ／

面倒な手続きが不要！

- 窓口で限度額以上の支払いが不要になる
- 被扶養者が就職等により資格を喪失したとき、マイナ保険証なら返却不要

より良い医療が受けられる！

- 過去の診療情報を医師と共有でき、重複検査や重複投薬などのリスクが減少
- 事故や災害時でもお薬情報が連携される

マイナ保険証登録がまだの方はお早めにご登録ください。

公立学校共済組合
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS

マイナンバーカードの健康保険証の登録をするには

マイナンバーカードの申請をする

以下の3つの方法で申請できます

1. オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
2. 郵送による申請
3. まちなかの証明写真機からの申請

マイナンバーカードを健康保険証として登録する

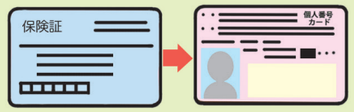

以下の3つの方法で登録できます

1. マイナポータルから登録
2. 医療機関・薬局の受付で登録
3. セブン銀行ATMで登録

マイナポータルからの登録の流れ（一例）

STEP 1
マイナポータルアプリを起動し、ログインする

STEP 2
「登録状況の確認」から「健康保険証」をタップし、健康保険証利用の登録画面に進む

STEP 3
暗証番号の入力とマイナンバーカードの読み取りをして登録完了！

※アプリ内の文言や内容などは今後変更となる場合がございます。

注　組合員および被扶養者の皆さまの状況に応じて、資格確認書および資格情報のお知らせの発行を予定しています。
詳細については、決まり次第、当共済組合ホームページ等でお知らせします。

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの

スタート

マイナ保険証の利用登録をしている

はい → **医療機関等がマイナ保険証に対応している**

はい →

「マイナ保険証」を使用します

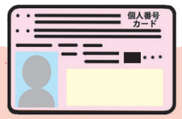

医療機関等に設置されているカードリーダーに「マイナ保険証」を置いて、顔認証または暗証番号で本人確認を行ってください。

※顔写真は機器に保存されません。　※マイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。

医療機関等がマイナ保険証に対応している → いいえ →

「マイナ保険証」＋「マイナポータルの資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」を使用します

医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、マイナ保険証で共済組合の資格確認ができない場合は、医療機関等の受付で「マイナ保険証」と「マイナポータルの資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」を提示してください。
「資格情報のお知らせ」は、原則、マイナ保険証の利用登録をしている組合員等に交付します。

※切り取り部分はカードサイズ

いいえ →

「資格確認書」を使用します

原則、マイナ保険証の利用登録をしていない組合員等に「資格確認書」を交付します。
医療機関等の窓口で「資格確認書」を提示してください。

マイナ保険証 Q&A

Q どの医療機関・薬局で使えますか？

A「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼ってある医療機関等で使えます。

右のステッカーやポスターが目印です。受診しようとする医療機関等がマイナ保険証を利用できるか当該医療機関等にあらかじめご確認ください。なお、利用できる医療機関等については、厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。

ステッカー

ポスター

Q マイナ保険証は、受診の度に提示が必要ですか？

A受診の際に毎回提示が必要です。

法令により、医療機関等を受診する際には、健康保険証を毎回提出しなければならないとされています。

また、健診等情報や診察・薬剤情報、処方情報、調剤情報の閲覧のため、受診の際に毎回同意をいただくこととされていますので、受診の際に毎回提示されますようお願いします。

Q 子どものマイナンバーカードの保険証登録は？

A保護者が代理で登録できます。

お子様が利用申込を行うことが難しい場合には、お子様に代わって保護者がお子様のマイナンバーカードを読み取り、4桁の暗証番号を入力するなどによって、保護者のスマートフォン端末やPCでご登録できます。

現行の健康保険証の新規発行終了について

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法 など

マイナンバーカードの健康保険証利用について、詳しくは右記の厚生労働省ホームページでご確認ください。

厚生労働省ホームページ

マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ先

お掛け間違いのないようご注意ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル 無料

0120-95-0178（マイナンバー）

平日 9:30～20:00

土・日・祝 9:30～17:30（年末年始を除く）

マイナンバーカードの紛失、盗難等による一時利用停止については、**24時間365日受け付けます。**

発行：公立学校共済組合
制作：株式会社社会保険出版社
禁無断転載
※当リーフレットの内容は、令和6年7月時点での情報を基に作成しております。

各事業の最新の情報をお届けします！

公立学校共済組合 LINE公式アカウント
友だち追加はこちら